

原 著

20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(4)

中 村 満紀男

序 説

第1章 断種法の制定と実施

第2章 世紀転換期における精神薄弱予防策の模索と断種論の成立

第1節 欠陥遺伝説と断種論の成立

第2節 生殖防止論の模索と婚姻制限法の制定……………以上発表済み

第3節 外科的生殖防止論の成立と精管切除術の実用化……………本号掲載

第4節 初期断種法の制定と意図

第5節 世紀転換期のアメリカ社会における断種導入と精神薄弱者施設

第3章 1920年代までの精神薄弱者優生断種論と法制の展開

第4章 ホームズ判決以後の優生断種論争と国際的動向

第5章 優生断種と精神薄弱者の施設外処遇

結 語

世紀転換期に、婚姻制限よりも有効な要保護者の発生防止策として登場するのが、去勢と断種（精管切除術）である。まず去勢が、性犯罪・累犯に対する懲罰と抑止、精神薄弱者等の生殖防止と性的抑制を目的として全国的に医師により提起され、少數ながら実施される。しかし、提唱者以外賛成はなかった。H. シャープは、精管切除術を生殖防止を目的として初めて非行者に実施した。去勢論者と類似したその目的は、コミュニティの保護および社会改良、性行動の抑制等の心身の改善、コミュニティでの結婚と家庭の維持であった。精管切除術は、第二次性徴の喪失がなく、簡便で安全であるゆえに、支持層は医師や矯正事業中心から社会事業へ、男性のみから男女両性へ、全国的に拡大し、試行もされる。その拡大は、精管切除術の対象を精神薄弱者とし、精神薄弱者の種族と国家に対する脅威説の支持に対応していた。20世紀初頭のアメリカでは精管切除術に対しては、法手続き論と感情論以外に強い反対論はなかった。

キーワード：去勢、断種、ハリー・シャープ、生殖、精神薄弱者、アメリカ合衆国

本論文は、上記構成のように、19世紀末から20世紀前半のアメリカ合衆国における優生断種運動に関する連続研究の一部である。本研究は、アメリカ優生断種運動について、精神薄弱者処遇問題との関連から、(1)主対象としての精

神薄弱者の位置づけとその意味、(2)優生断種運動が、アメリカ等の民主制国家で積極的に導入された社会的・歴史的意味、(3)個々の精神薄弱者の処遇や生活にとっての意味を中心に、実証的に究明しようとする歴史的研究である。

なお、本文中の記述は、歴史的状況で叙述する場合、当時使用された用語や表現に従ってい

表2-2 去勢と断種の相違

| | 去勢 | 断種（精〔卵〕管切除術） |
|----------|-----------------------------|----------------------------------|
| 生殖力 | 失う | 失う |
| 性的能力 | 失う | 維持される |
| 第二次性徴 | 思春期前に施術すると性徴を失う | 維持される |
| 手術の影響 | 成人に施術しても心身への生理的・心理的な影響は非常に大 | 当人の意志に反する場合、心理的影響の可能性あり |
| 事例 | 歴史上の例多数。社会的・医療的事例もある | 産児制限の方法として私的に行われるようになる |
| 社会的スティグマ | 非常に大 | 断種実施の理由が発生を左右。ステイタス・シンボルになる場合もある |

る。

第3節 外科的生殖防止論の成立と精管切除術の実用化

(1) 外科的生殖防止論の成立と犯罪者等に対する去勢・断種の提唱と試行

1) 外科的生殖防止論の成立

外科的生殖防止の方法は、1899年のH.シャープ医師による軽犯罪者に対する精管切除術（断種）の適用以前は去勢（無性化）によっていた。両者の手術の効果・影響と社会的・歴史的意味の相違を示したのが表2-2である。

このように、性的・生殖上の相違は、去勢が生殖力と性的能力を喪失させ、成人前に施術すれば第二次性徴も顕現させないのでに対して、精管切除術は生殖力が失われるだけで、性的能力および性徴の発現には影響しないという点にある。また、去勢は政治家や軍人、歌手等に世界中に歴史上の例がみられ、社会的にも強姦者に対する私刑や部族での民俗的慣習として、そして医療の方法として存在したが（Flood [1899] 296, 298-299; Kelso 237-238; Barr [1912] 1-9; [1920] 231-232; Tarumianz 89; 吉益 201-202）、精管切除術は治療法として存在し、あるいは密かに実施された外科的産児制限法であったといわれる。本論文で検討対象となるのは、精神薄弱者およびその近縁集団に対する生殖防止策としての外科的手術である去勢と精管

切除術である。そこで、19世紀末から20世紀初頭にかけて、州法に基づく精神薄弱者等に対する精管切除術の実施の前史に相当する外科的方法による生殖防止が、いかなる目的や意図に基づいて、いかなる立場の者によってどのように提唱され、また実施されたのかを分析することを通じて、精神薄弱者にとっての外科的生殖防止の社会的意味を究明する。19世紀末の精神薄弱者と精神病者の施設や犯罪者の矯正施設では、社会問題の主たる供給源としての欠陥者・退化（変質）者の生殖防止が最大で共通の各施設の存続理由であり、具体的な方策としては永久的ないし長期隔離と婚姻防止が関係者の共通理解であった。しかしほどなく¹⁾、表2-3のように生殖防止にまず去勢による外科的方法の導入が医師により幅広く提唱される²⁾。これ以降、1899年のシャープの精管切除術の適用まで、去勢の強力な唱導が繰り返し行われることになる。

表2-3から、去勢の元来の主たる対象と目的が、①性犯罪（強姦と男性同士および年少児や動物と性関係をもつ性的「倒錯」）や累犯その他の犯罪者を無性化したうえで一般の生活をさせることが懲罰とそれらの犯罪行為の抑止となること、②死刑廃止運動を考慮に入れた死刑の代替策であり、死刑よりも重罪に対する抑止効果があること、しかし、③犯罪者に対する去勢唱導の初期から、精神薄弱者施設長以外の医師に

表2-3 1899年までの国内の去勢提唱（初出のみ）

| 提唱者 | 州 | 対象と目的 | 年 |
|-----------------|----------|--------------------------------------|----------|
| French | ミネソタ | 梅毒者の生殖行為の防止、犯罪者の改善、白痴の改善と発生防止、死刑代替 | 1878 |
| Agnue* | オハイオ？ | 強姦者の懲罰 | 1887 |
| Everts | オハイオ | 遺伝性の全犯罪の懲罰と矯正・抑止と死刑の代替、欠陥者の発生防止 | 1888 |
| Morris # | メリーランド | 累犯者の去勢による犯罪防止 | 1889 |
| Kerlin | ペンシルベニア | 精神薄弱者の治療（自慰防止とんかん軽減） | 1892 |
| Hammond** | ？ | 死刑代替と犯罪予防 | 1890年代前半 |
| Sim** | テネシー | 犯罪予防・犯罪増加防止 | 1890年代前半 |
| Daniel | テキサス | 性倒錯者・死刑者の懲罰・治療、生殖防止・類似犯罪抑止、死刑代替 | 1893 |
| Way ## | ニューヨーク | 性倒錯と常習犯の去勢 | 1893? |
| Gaver | ペンシルベニア | 遺伝性心身欠陥者の生殖防止 | 1893 |
| Boies # | ペンシルベニア | 犯罪者の去勢により、犯罪者の増加と永久的隔離を回避 | 1893 |
| Hamilton ### | ？ | 去勢唱導 | 1893以前 |
| Ames | ネブラスカ | 刑期が5年程度の男女の懲罰・抑止・生殖防止 | 1893-94 |
| Henry | ネブラスカ | 性犯罪・狂気その他の体質的病気と矯正困難な悪行の男女 | 1894 |
| Washburn*** | ウェスコンシン | 退化者の去勢 | 1894 |
| Lydston | イリノイ | 常習・性犯罪と殺人の一部、治療と抑止、生殖防止 | 1893・96 |
| Stuver | ワイオミング | 犯罪者・死刑者・欠陥者の懲罰・抑止、生殖防止 | 1895 |
| Corr | イリノイ | 強姦者の懲罰 | 1895 |
| Armstrong # | テキサス | 常習犯の去勢 | 1895 |
| Arbogast # | コロラド？ | 常習犯を釈放前に去勢 | 1895 |
| Flint # | ニューヨーク？ | 遺伝性の犯罪者に去勢 | 1895 |
| Frazier # | テキサス？ | 去勢による犯罪の根絶 | 1896 |
| Donald | ミシガン | 常習犯・精神薄弱者・てんかん者の生殖防止と犯罪抑止 | 1897 |
| JPA論説 (Rogers?) | | 精神薄弱者の一部の生殖防止 | 1897 |
| Barr | ペンシルベニア | 精神薄弱者の生殖防止 | 1897 |
| AMA論説 | | 去勢の身体的・心理的影響は手術年齢が遅いほど目立たない | 1897 |
| Clark | イリノイ？ | 犯罪は退化・遺伝性とし、去勢により生殖防止 | 1897 |
| Foote # | キャンザス？ | 犯罪者には去勢も必要 | 1897 |
| AMOAI | | 去勢の立法化によりトラブル避けるべき | 1897 |
| Kelso | ミズーリ | 重罪者には生殖防止と懲罰、狂人・精神薄弱者・てんかん者には改善と生殖防止 | 1898 |
| McCassey, J. H. | キャンザス | 被救済層の犯罪者・欠陥者の生殖防止と犯罪の抑止および改善 | 1898 |
| Bancroft | ニュージャージー | 精神薄弱者の生殖防止 | 1899 |
| Dewey*** | ウィスコンシン | 欠陥者の生殖防止 | 1899 |

*Everts ; **Milikin ; ***Vecoli ; # Fink ; ## Flood [1899] ; ### Daniel [1893]

より、精神薄弱者等に対する行動改善のための去勢が提唱され、1890年代後半には、犯罪者の生殖防止と同等の対象になり、1890年代末には去勢論の主たる対象になっていくことが明らかである。また、④提唱者の地理的分布では、中西部州が中心ではあるが、北東部および南部の州が含まれ、さらに西部にも及んでおり、去勢論は、特定あるいは一部の州での現象ではないこともまた明白である。

表2-3による概括に沿って去勢の意図を究明する。まず犯罪的観点からの去勢論である。ミネアポリスの医師、G. F. フレンチ (French, George F.) は、1878年にメイン州医学協会で「梅毒と犯罪、その集団の生殖力を根絶することによって梅毒と犯罪を一掃する」と題して発表したが (French)、19世紀末の外科的生殖防止論の基本的要素が彼の発表にすでに示されている。梅毒は20世紀半ばまで治療困難な感染性の難病であったが、フレンチは、梅毒の重大性（感染結果の悲惨さ、罹患者数の多さ、感染時期の広さ、不特定の階層、遺伝性）ゆえに、結婚も子孫をもつことも反社会的な犯罪行為とし、個人の自由の制限および懲罰を然るべきものとしたのである（彼は癩病 [ハンセン病] 者も梅毒患者と同等視している）。

G. F. フレンチは、常習犯や重罪者の生殖力の喪失が、犯罪数の増加を防止し、また、去勢後に社会での生活を許可し、男性的性徴の喪失者を他の犯罪者とその予備軍に実見させることで犯罪抑止を図ろうとしたのである。死刑代替としての去勢はまさに重罪防止の有効性という点から注目されたにすぎない（さらに彼は、精神薄弱者の性的本能を去勢により抑制することで、生殖防止による社会的有害者の増加防止も期待していた）。

犯罪者では永久的隔離が実施困難なため、生殖防止にはより有効な対策が必要であり、懲罰的意図も加味されて去勢がいちはやく、さかんに提唱されることになったのであるが、去勢対象としての精神薄弱者の浮上はいかなる意味があったのであらか。これは、第一に梅毒者・犯

罪者のもつ反社会性を媒介にして、精神薄弱者に適用されたにすぎない。すなわち、不適者であること自体が重罪であり、彼らには親になる天職は拒絶されるべきであるというものである (French 378; Barr [1913] 403)。したがって、狂人やてんかん者もまた、精神薄弱者の類的存在、すなわち不適者として、去勢対象に含まれることになる。第二に、犯罪者に対する去勢論には、後にみるように強力な反対がみられるようになることで、精神薄弱者等は彼らを補充する位置を与えられたのである。

フレンチの対象および目的論では、この後の去勢論者と共に通する基本的特徴があった。第一に、個人の権利よりも社会の利益を優先することが前提とされていた。第二に、退化に関する内外の先進国の状況に関する危機的認識である。具体的には、人口減少・乳幼児の高い死亡率・経済的重荷、そして犯罪者家系の永続化と梅毒が密接に関連しているとの事実認識であるが、深刻な退化状況とそれを促進している要素を明確にするために、統計的数字が頻用される。そして、去勢の目的として、早くも1878年に種族の維持と健全な次世代の育成の理論が導出されることになる。

以上の点に加えて、これらの去勢提案でほぼ共通しているのは、第一に、従来の博愛的・慈善的救済および教会に対する批判である。1898年、ミズーリ州ジョプリンのケルソー (Kelso, R. S.) 医師は、貧困と犯罪の増加に危機感をもっていたが、事態の悪化にもかかわらず、博愛家・教育家・キリスト教会による専門施設での拘束・矯正・訓練という従来の懲罰と救済の方法は無力であると強調した (Kelso 232-235)。去勢提案では、一般に、監獄や感化施設での道徳的・教育的・訓練的な矯正や更生の効果は犯罪数の増加により、精神薄弱者施設での教育・訓練も自立への育成が達成されないことにより、否定的に評価された。それゆえ、去勢に対しては、懲罰や救済の効果において抜本的な意味が付与される。犯罪・退化・欠陥の单一形質による遺伝説を背景として、去勢による生殖不

能、したがって、同一ないし類似の子孫の発生防止が期待されたのである。

第二に、去勢提案者は、去勢に何らかの矯正・改善効果を確信した。去勢は生殖防止とともに、精神薄弱者の性欲喪失による心身の改善（フレンチ）、悪行の源である性的混乱の消失による反社会的行為の減少（オハイオ州シンシナティ狂院院長の O. エバーツ [Everts, Orpheus]）等の治療的効果をもたらすと信じられた（以上の点は、精管切除術の導入時にも再度強調されることになる）。

だが、対象となる階層については、必ずしも一致をみない。特定の階層や人種に限定していない論者では、労働階級や下層の未熟練労働力の重要性の認識が洞察されている。たとえばワイオミング州のステューバー医師は、1890年代後半に男女去勢論を繰り返すが、彼の関心は、少数エリートとともに民衆の身体的・知的・道徳的完全の達成にあった。それによって、彼は国家と種族の完全を達成できると考えたからにほかならない。その観点から、彼は環境因に関心をもっており、大都市の民衆および児童における心身に有害な劣悪な生活、家庭の力の減退、知性中心の教育の問題を指摘した（Stuver [1900]）。他方で、テキサス医学雑誌（Texas Medical Journal）の編集長のダニエル（Daniel, F. E.）医師やライドストン教授のように、黒人、移民、社会下層を念頭に去勢を構想した論者もいた。

しかし実際の対象者では、フラッド（1899）が去勢した26人の国籍をみれば、アメリカ人が14人、アイルランド人が6人、スコットランド人とスウェーデン人が各1人（他の4人は不明）であり、新移民等の人種的偏りは明瞭でない。しかし、去勢対象者となる「不適者」は、各種公的施設収容者であったから、当然ながら階級的なバイアスがあったといえるだろう（Trent 訳 90-91 参照）。また性別では、当初の対象は手術上の難易上の問題から男性であったが、しだいに女性の去勢も課題となる。

去勢の提唱が、19世紀末のアメリカにおいて

かなり全国的な事象であったことはすでに表2-3で判明したが、州段階でも、全国的にも、そして隣国でも関連する具体的な動きがあった。イリノイ州医学協会は、1894年、犯罪者の懲罰・矯正・死刑執行の方法に関するシンポジウムを開催したが、提案の一つは、懲罰および矯正としての去勢と子宮摘出であった（Corr 714）。また、ミシガン州議会では1897年に、①退所前の州立精神薄弱者・てんかん者施設ホームの全収容者と、②重罪を3度犯した全員および強姦者の去勢を規定した去勢法案を提出したが、通過しなかった。また、1899年のころ、キャンザス州議会下院公衆衛生委員会は、女性を襲って有罪となった者の懲役を去勢に代える法案を可決し、同州のトピーカの社会浄化連盟（Social Purity League）はこの法案を支持した。他の10州議会でもつぎの会期で類似の去勢法を可決する可能性が強い、とフラッド医師は期待している（以上は Flood [1899] 297, 299）。こうして、去勢の提唱や実施は、単なる思いつきとしてではなく、「永年の思索の結果」として提起されたのである（Everts）。

アメリカ医学会（AMA）は、1897年10月23日の論説で、去勢について間接的に支持し（Flood [1899] 299）、精神薄弱者施設長協会（AMOAI）は、1897年9月号の論説で対象を一定の者に限定してはいるが、去勢の導入とバーおよびフラッドの去勢実施を支持した（JPA 2 [1897] 50）。さらに、ワシントン特別区での1898年の母親会議と1897年のカナダでの国際会議は「不適者の無性化」を請願した（Barr [1913] 402）。

ところで、M. ハラーは、優生学ということが使用されていなかったことを根拠に、社会的不適者と人種的不適者に対する2つの運動は別個のものであり、優生学運動がこれらの運動を統合したとしている（Haller 40）。しかし実際には、両者は19世紀末には分かちがたく結びついていた。たとえば、上記のステューバーは、1895年論文で、国家盛衰史の観点から、アメリカが大国に発展することを期待して、男女の去

勢を社会改良・国家発展・人種向上と関連させて論じたが(Stuver [1895])、1896年論文では、それに加えて、大国実現のための身体的・知的・道徳的純化と完全を促進する方法として、その逆の存在の根絶を明確に指摘した(Stuver [1896]230)。ハラーの指摘通り、ステューバーには優生学という表現はみられないものの、彼の主張はまさに否定的優生学(negative eugenics)そのものであった。

2) 犯罪者・精神薄弱者等に対する去勢の試行

法的根拠がないまま、20世紀半ばまで、いくつかの州では、精神薄弱者や非行者・犯罪者に対して、公表されたかぎりではそれほど多数ではないが、去勢が実施されていた。表2-4は、断種法制定に先立つ20世紀初頭までの去勢例を中心に示したものである。

実施された州は、地理的には東海岸および中西部諸州を中心であり、実施対象は、精神薄弱者施設と感化院等に収容されていた精神薄弱者、てんかん者、囚人で狂気の者であり、目的は、男性または女性の去勢による治療(性的抑制ないし自慰の軽減)が実施者の主張であるが、生殖防止が主たる意図である(1899年の精管切除術の適用以降は、優生目的が前面に出るようになる)。実施対象の性別では、女性に対する実施がより少ないようである。女性に対する実施数が少なかったのは、手術実施者が女性の去勢に関心がなかったわけではなく、手術の難度や術後の影響の大きさによると考えられる。

このように、特定の施設で施設長や施設医師が去勢を行ったのであるが、その意図はいかなるものであったのだろうか。最初に、比較的多数のてんかん者に去勢を実施したマサチューセッツ州のてんかん者等施設(Hospital Cottages for Children, 1882年創設)のE. フラッド(Flood, Everett)施設長をとりあげる。彼は、自慰防止と性的問題改善のために、ほとんど全員が7~15歳のてんかん者³⁾である男子26人に去勢・割礼を、親等の書面による同意を得た上で実施した。手術の結果、自慰だけでなく、

てんかんおよび精神・情緒・道徳上の改善は生じたが、身体的に悪い効果はみられなかった(Flood [1897]; [1899])。

しかし、フラッドのいう改善とは、手術して数年後に、26人のうち、5人が親と同居するようになった以外のほとんど全員は施設での生活を変えるほどのものではなかった(17人はなお施設に残り、3人は狂院、1人は所在不明)。彼は、去勢の医療事例や去勢に対する社会的反対はもちろん、キャンザス州立精神薄弱者施設長のピルチャー(Pilcher, F. Hoyt)の去勢スキャンダル⁴⁾、他州における去勢法定化の動きを把握していた。以上の諸点を総合してみれば、彼の去勢意図は、去勢後の処遇形態如何を問わず、欠陥伝達すなわち生殖の防止(Flood [1897] 833)、社会的に嫌悪された自慰行為の抑止、そして介護の容易化(対人関係上のトラブルの解消や情緒的安定等)であったと解される。彼が去勢の社会的意図を強調しなかったのは、彼の施設が要保護者を主対象としない私立施設⁵⁾であったことによると思われる。これらのフラッドの意図は、つきのM. バー以外の去勢実施者に共通していると思われる。

そこで、アメリカ精神薄弱者施設における去勢の主要な唱導者であり、早期からの実施者でもあったM. バー施設長についてみてみよう。彼のペンシルベニア州エルウィン施設は、第一に、前任のI. N. カーリン施設長が精神薄弱脅威説・遺伝説・家系説のアメリカにおける主導者であったこと(第2章第1節(2)参照)、第二に、私立施設であるが資金源から公的施設の性格が濃かったこと、第三に、生殖防止のより有効な手段として(公表されたかぎりでは)カーリンが精神薄弱者に最初に去勢を行ったこと(表2-4)で、フラッドの施設とは社会的環境が異なっていた。

カーリン施設長は、1889年に、行動改善を意図して精神薄弱女性に卵巣摘出を行ったが、その背後にあった目的は、コミュニティに対する精神薄弱者の脅威を去勢によって防止することであった(Kerlin 278)。この目的はまさに、大

表2-4 去勢の実施

| 施設種類 | 実 施 者 | 対象・目的・人数 | 年 |
|-------|---------------------|-------------------------------------|----------|
| | 英仏等の医師* | 医療目的の睾丸摘出 | 19世紀中葉以降 |
| 精神薄弱 | Kerlin (ペンシルベニア) | てんかんと性行動の抑制のため精神薄弱の女性 1人の卵巣摘出 | 1889 |
| 精神薄弱 | Barr (ペンシルベニア) | 少数の精神薄弱の男女の睾丸・卵巣摘出。性行動抑制のため? | 1892 |
| てんかん? | Gardner** (米) | てんかん者10名の去勢成功。治療 | 1890年代前半 |
| | White** (米) | 1名に去勢し不成功。治療 | 1890年代前半 |
| | Smith (カナダ) | 性問題治療のため25歳女性の子宮と卵管を摘出。効果なし | 1890年代前半 |
| 狂気 | Price ら** (ペンシルベニア) | 狂気の女性の子宮除去による自慰抑制の効果を大規模に実験 | 1893ごろ |
| 精神薄弱 | Pilcher (キャンザス) | 精神薄弱者の自慰治療または性倒錯の抑制に効果。全部で58人に実施*** | 1894以後 |
| 犯罪? | Boal* (イリノイ) | 犯罪の懲罰と犯罪者の矯正のため去勢と子宮摘出 | 1895 |
| | Cabot* (米) | 前立腺肥大治療目的の去勢 | 1896 |
| てんかん | Flood (マサチューセッツ) | てんかんと精神薄弱の男性26人に自慰防止と性的問題改善のため去勢・割礼 | 1897 |
| 精神薄弱 | Rogers (ミネソタ) | 性的抑制のため精神薄弱の年長女児 1名の卵巣摘出 | 1897 |
| | Munroe* (仏) | 若い女性 2名の子宮摘出 | 1899以前 |

*Flood [1899] ; **Daniel [1893] ; ***Cave.

規模・隔離期の根本理念であった。バーもまた、同一の処遇論に立脚してはいるが、カーリンの世代との最大の相違点は、去勢による精神薄弱者の生殖防止の意味づけであった。彼は、コミュニティ（タウンおよび市ないし州）という社会的空間を越えて、国家や種族の繁栄と精神薄弱者問題を結合させた。19世紀末から20世紀初頭に、彼は、精神薄弱者問題を国内の社会的問題から、対外国を意識しつつ、アメリカの国家と種族の維持と発展に係わる問題へと一挙に飛躍させたのである。この点において、バーの去勢唱導における意図の大きさと去勢最善論は、他を圧することになる。⁶⁾

この時期の去勢実施の特徴は、その実施の判断が、対象が犯罪者であれ精神薄弱者であれ、

当初から、精神薄弱者・てんかん者・刑罰施設の施設長や幹部である医師が、専門家として、手術の利益を評価して下したこと、手術の成績に関する評価が確立していない段階⁷⁾で実施されたこと、また、手術による心身への影響が調査されないまま実施が唱導されたり、試行されたことがある。

(2) H. シャープによる精管切除術の実用化と断種論の展開

1) A. J. オクスナーの精管切除術の開発

1899年、シャープがアメリカ合衆国で初めて退化防止を目的として、非行者に断種を実施した精管切除術が、断種法制定以前における断種論の展開と生殖防止問題への対処にいかなる

影響を与えたのかを問題にする前に、精管切除術を開発した医師とその技術の汎用の提唱についてみておくことが、退化者の外科的生殖防止論の把握に必要である。

1897年頃、シカゴの泌尿器科の医師（後にイリノイ大学教授）、A. J. オクスナー（Ochsner, Albert J. ?-1926）は、前立腺患者に精管切除術⁸⁾を行って著効を得たが、彼が強調したのは、精管切除術の無害と有効性であった。手術後、患者は短期間で健康を回復したばかりか、健全器官の除去もなく、彼の性的願望ないし性的能力はまったく損なわれなかつたのである（この諸点、とりわけ性的能力の保持とその享受が、彼の汎用論の中核であり、精管切除術を導入する基盤的根拠となる。彼は、去勢に対しては、その懲罰的意図と違法性と社会の反対から否定した）。社会病理の対処に関心があったオクスナー医師がさらに力点をおいて唱導したことこそ、精管切除術の退化者に対する汎用性であった。彼が1899年4月にJAMA誌に精管切除術について報告した論題は「累犯の外科的処置」^{トリーントメント}であったのである（Ochsner [1899]）。

オクスナーは、環境条件の一つとして犯罪の原因における犯罪者との接触要因を認めたうえで、犯罪予防には生来性犯罪者との接触防止が、それゆえ犯罪者の大半を占める累犯者に対する精管切除術の適用による生殖防止が、彼らの犯罪者予備軍の出生を阻み、正常者との接触機会もなくすることで、環境性犯罪者の発生も防止する、とまず主張する。しかし彼の唱導の重要な点は、精管切除術の適用範囲と意図を明示していること、そして断種対象者のコミュニティでの通常の生活享受である。

彼は、断種の対象として、慢性泥酔者、痴愚、性的倒錯者、公的貧民を指名したが、一方では彼らを断種することでコミュニティ全体の保護を、他方では生殖力を喪失した退化者のコミュニティでの通常の生活享受を達成しようとしたのである。すなわち、オクスナーは、遺伝的で反社会的な退化者論を社会改良的医師や社会事業家と共にしつつ、去勢論に対する反対を精管

切除術によって回避し、退化者を減少させることで、社会改良を実現しようとする開祖であり、その構想は終生変わらなかった（Ochsner [1925]）。

H. C. シャープは、オクスナーから精管切除術と退化防止上の効果について教示を得たが、シャープらが断種に治療的意味も強く含めているのに対して、オクスナーは触れていないという点で異なる（1925年には、彼は精管切除術の精神的效果を明示している。Ochsner [1925] 324）。断種の治療的效果こそ、シャープ断種術の独自性であり、断種を拡大させた一因となる。

2) H. C. シャープとC. V. キャリントンの断種の実用化

シャープは、1899年から1907年までに176人、9年以上にわたり合計456～600人に精管切除術を行ったが（Kantor 375；Popenoe [1929] 880）、州断種法制定以前に彼以外に精管切除術を行ったのは、20世紀初頭、男性囚人12人に実施したバージニア州刑務所外科医、C. V. キャリントン（Carrington, Charles V.）である。シャープもキャリントンも、非行や犯罪の原因は遺伝性であり、矯正施設の収容者に従来の矯正手段は無効であると考え、性的行動抑制を目的として断種を行ったのである。

まず、キャリントンの断種の趣旨を検討する。彼が断種を行った12人の共通項は自慰と囚人であったが、彼らに対する断種の正確な実施年は明確ではない。初期の1902年と1908年に断種した各1人は「殊の外危険な殺人鬼」で狂気の自慰者であり、実施年不明の8人は狂気の自慰者であった（狂気の自慰者は全部で10人）。この他に、1909年に断種された囚人はてんかんと自慰、1906年頃断種された者は黒人女性と白人男性の間に生まれた混血児で、男色と自慰が問題にされた（JWG 124-125）。

このようにみると、キャリントンの断種の意図には、自慰抑制を目的とする「治療」ないし矯正があり、この他に、自慰の延長として、犯罪行為で倒錯的性行動とされた男子の同性愛行

為の解消があった。「危険な殺人鬼」の場合の断種の主目的も、自慰を中心とする性行動の抑制であり、自慰行為の中止と心身の改善の達成が得られたケースが、たまたま顕著な「殺人鬼」であったのである。それゆえ、彼の約10年間ににおける断種の趣旨は、直接的には正常な性行動様式への治療を目指したものであり、また矯正施設側での処遇上の面倒の解消という便宜的意図もあったと考えられる（「殺人鬼」のように、施設での長期的拘束が予測されるケースにも実施されている）。しかし、キャリントンにおいても、「遺伝性犯罪者および一定の欠陥者・倒錯者の無性化」（JWG 124）による彼らの減少と種族維持が断種の大目的であったのである。

つぎに、インディアナ州感化院医師のH. C. シャープの断種の動機について検討する。彼に限ったことではないが、去勢と同じように法的裏づけなしに精管切除術が実施された場合でも、必ずしも強制によって、また懲罰として行われたとは断定できないし、また、何らかの効果が予測できる治療として手術が実施されたのである（断種権限の法的裏づけがない時期に、施設内で断種が施行され得たのは、断種が医療行為として行われたからである）。シャープの場合、自慰抑制のために非行者からの要請に基づいて手術を行ったとしている（Sharp [1902] 413）。

しかし、ここで究明しなければならないのは、施術者や主唱者を動かした眞の動機である。その解明には、つぎの理由から、シャープは断種実施の動機を検討するのに適した人物である。第一に、彼が泌尿器疾患の治療としてではなく、心身への改善としての治療効果を期待して、退化者集団に精管切除術を実施した最初の人物である。第二に、それだけでなく、シャープは後に精管切除術を普及させるさまざまな論拠を開拓する。第三に、シャープは他の生殖防止策と対比させつつ精管切除術の唱導を繰り返しており、資料的にも裏づけられる。しかし、彼の眞の動機に到達するには、当人の主張とともに、それを支える背景的気運が、どこに、なにゆえ

に存在したかを究明することも必要である。

シャープは1899年10月に最初の精管切除術を行ったが、彼が精管切除術について報告したのは1901年秋のミシシッピ渓谷医学学会であり（Kantor 305）、論文として報告したのは1902年3月のニューヨーク医学雑誌（New York Medical Journal）であった。これ以降、シャープは精管切除術の正当性とその総合的な根拠および法制化を唱導するとともに、それ以外の生殖防止策について根本的な批判を開始する。彼の手術の成果と断種論は、アメリカにおける退化者断種運動が拡大するうえで画期をなすはずとなる。

それでは、シャープの何がそのような意義をもちえたのだろうか。彼の精管切除術の非行者に対する適用結果は、自慰抑制だけではなく、性的能力の維持と心身の改善（自制心と意志力の強化、記憶力の改善、気質の明るさ、勤勉、熱心な勉学、従順化、体重の増加と熟睡、活力と健康の増進、疲労と疲労感の減少）も得られたのであり、そのうえ、手術による不利な徵候は皆無であった（Sharp [1902] ; [1907] ; [1909a]）。彼は、手術による付随的効果をしだいに高める。そして、1907年以降、このメカニズムを、睾丸からの内分泌、すなわち精液の再吸収[Brown-Sequardによる精力増強説]という回春説に求めた⁹⁾。

つまり、彼は、精管切除術によって、一方で性的能力は維持しつつ、簡便さと安全性（そのキャッチ・フレーズは、数分間で診察室で可能な手術[office operation]であった）を兼備した外科的生殖防止策を確保し、他方で手術の付随的な身体的・精神的効果によって、若年轻犯を勤勉で従順な一員として社会に復帰させ得ることを示したのである。彼は、断種によって、去勢にみられた懲罰というスティグマを排しつつ、非行者個人の問題行動の改善と非行の永続化防止と、結婚および家庭の保持に象徴されるコミュニティでの自由で幸福な生活の享受（Sharp [1909a]）とが同時に可能であると考えたのである。これらの提起は、身体損傷・性

能力と性徴の喪失・懲罰を伴う去勢や、生殖防止策として無効なばかりか有害な結果を生んでいる婚姻制限（法）や社会啓蒙に対する批判でもあった（彼は、元来、去勢や婚姻制限の動機は是認していたが、精管切除術の拡大運動とともに反対するようになる。とくに婚姻制限は、退化した庶子の増加と退化層での生殖継続を防止できないとしている。Sharp [1909 a]）。

このように、性能力の維持を妨げない断種手術法（オクスナー）、性能力の享受（レントゥール）¹⁰⁾、結婚および家庭でのコミュニティ生活（フレンチ）という要素自体はすでに先人が主張や実施をしており、シャープが最初に提起したものではないが、彼は、これらの要素を組み合わせることで、去勢に対するほどは心理的抵抗や反対が顕著にはみられない最良の生殖防止策の地位を、精管切除術に与えることに成功したのである。しかし、精管切除術による生殖防止の対象を退化者全体に拡大するには、つぎにみるような新しく壮大な社会的根拠が必要だったのである¹¹⁾。

3) 精管切除術の精神薄弱者に対する適用と反響

シャープは、最初の精管切除術実施から約1年後の1900年末に、76例の手術成果から、精管切除術の新しい対象を欠陥者と身体的不適者に拡大し、最も危険で有害な集団を社会から除去するという新しい意義を着想することで、施設収容による生殖防止策に対しても、巨費および拘束と家族の恥および悲しみという観点から排撃するとともに、精管切除術の正当性を主張はじめる。精神薄弱者施設の収容者は、1902年時点では対象の一部でしかなかったが、だいに心身欠陥者の中核として主要な対象となる（Sharp [1902]；[1907]；[1909 a]；[1909 b]；[1909 c]）。

精神薄弱者の断種の主対象化の過程で明瞭になるのは、欠陥遺伝説およびその典型としての精神薄弱者の、とりわけ種族と国家に対する脅威説であった。欠陥者共通の要素として彼が指弾している心身特性は、利己的、恩知らず、無

定見、自己中心、衝動や病気に対する抵抗力の欠如であった。これら退化集団の増加は、優良者の繁殖を必要とする国家繁栄には重大な妨害要因となるがゆえに、将来の世代と人類に対する利益を確立すべく、欠陥者の子孫出生の外科的阻止を法定化する運動の主役として医師を想定していたシャープは、この社会改良運動運動に積極的に加わることになる（Sharp [1902]；[1907]；[1909 b]）。

シャープの断種構想は、1907年3月、国内初のインディアナ州断種法の可決を得て、同世代の優生的断種運動に急速に摂取される。たとえば、1909年6月24日にニュージャージー州サウス・オレンジの医師、Wm. J. チャンドラー（Chandler, William J.）がニュージャージー医学協会総会で発表した精神薄弱者・累犯者等欠陥者の断種提案は、同じ6月に同州アトランティック・シティで開催されたAMA総会でのシャープの発表とほぼ同一の問題意識と解決策を示している（Chandler）。

しかも、チャンドラーは、他州の優生運動家からの働きかけを受けている。インディアナの隣州のイリノイ州の医師でシカゴ社会衛生協会事務局長のWm. T. ベルフィールド（Belfield, William T.）は、精管切除術の特長を認識して、隣州に倣ってイリノイ州でも犯罪者・精神薄弱者・てんかん者の断種法を可決するために、1909年春に社会衛生協会からリーフレットを刊行し、州内外の医学協会や医学誌・法律誌・日刊紙に送付して、6ヶ月にわたり断種法立法運動を展開していた（JAMA [1908]；Belfield [1909 a]；[1909 b]）。インディアナ州断種法が可決された1907年の末には、ベルフィールド事務局長もシカゴの医師クラブと法律クラブの合同会議で「社会的寄生者による民族自滅」と題する講演を行っていた。

シャープの精管切除術に対する関係者の肯定的な反響を、国内初の断種法制定後の1907年と1909年の全国刑務所協会（NPA, National Prison Association）総会での討議から明らかにしたい。1907年に彼は、精管切除術の不妊上

の有効性、手術の安全性と簡便性、内分泌と性徴の維持および精神的影響のないことを発表したが、その後の討議では、精管切除術は、有効・安全・簡便な生殖防止法として、類似の犯罪者や退化者の対処に苦慮していた参加者から、敏速に受容される。それは、癲病の生殖防止に対する適用であり、シャープの懲罰的意図を排した医療的処置であるとの主張にもかかわらず、「男色」に対する懲罰としてであり、精神薄弱者施設の収容者の退所対策としてであった(Sharp[1907])。彼の支持者の見解では、社会と種族保護そして手術を受けた者的心身状態の改善が鮮明に提示された。

ついで 1909 年の NPA では、散発的な精管切除術反対論に対応して、シャープは、精管切除術実施の高次な社会的意義と心身への効用（とくに精液再吸収）、そして精管切除術を合法的な範囲だけに限定することを主張する。1909 年の討議は、1907 年の討議では法律家が慎重論を示しただけなのに対して、発言者数では圧倒的に賛成意見が多いものの（発言者 15 人中 12 人）、賛否の見解が鋭く対立して討議は非常に紛糾した（結局、シャープは発言をしていない）。シャープ支持者の見解では、急増しつつある要保護者には遺伝性の者が多いこと、その減少対策として精管切除術は導入すべき価値があること、対象は犯罪者・精神薄弱者・狂人等の全範囲ではなく、限定された範囲であることが示される(Sharp [1909 b])。

ところで、1909 年の討議で注目しておかなければならぬことは、NPA という限定された場での精管切除術およびその導入の議論における大衆化である。1907 年の討議では、シャープを除く発言者 7 人が行刑関係者であった。ところが 1909 年の討議では、第一に、賛成者は行刑関係者と、州および民間の慈善関係者その他に拡大するとともに、精管切除術の意義は行刑から普遍化される。それによって、精管切除術導入は、社会や子どもの「浄化」や「人道主義」(Sharp [1909 b] 41)、「雑草」としての「社会に負担となる」家系の「永続化防止」(Sharp

[1909 b] 44) のための有効な防止策となる。賛成発言者のそれぞれが、間接的であれ最悪の家系事例をもっていることも、自らの賛成の確信を強化している。第二に、賛成者における女性の役割の強化である。賛成者 12 人のうち少なくとも 3 人は女性であり、ワシントン州キング郡人道協会事務局長の女性 (May Crueger) は、精管切除術が性にかかる問題であるがゆえに、とくに女性に対して閉ざされがちであったことを非難し、退化者・欠陥者を「20 世紀の文明と進歩に対する汚点」(Sharp[1909 b] 47-48) と位置づけて、その出生抑制策として精管切除術に著効を期待した。

こうして、1900 年代には、婚姻制限や施設総収容という他の生殖防止策と並列する形で、シャープの精管切除術の退化者に対する拡大が、とくに医師を中心として徐々に支持が広がるのは、退化者および欠陥者数の増加に対する社会的・経済的危機感と公共の福祉の維持を共通項にして、精管切除術を受容する土壤が広範に存在したからである¹²⁾。その受容の理由は、婚姻制限よりも有効な子孫出生防止策であり (Van Meter [1907] ; Wolfe [1916])、婚姻と通常の生活が可能であることあり、身体損傷に対する法的・道義的問題が相対的に少なく、施設収容よりも経費を要しないことであった。

(3) 外科的生殖防止に対する反対論

外科的生殖防止の提案とその実施に対するアメリカ社会の否定的反応については、去勢と断種では、生殖防止としては共通の意味をもつものの、その手術の導入時期、手術の危険性・意図・結果、そして社会的意義が異なるので、去勢と精管切除術に分けて検討する。

1) 去勢に対する反対論

去勢については、提唱者を除けば、賛意はほとんど形成されなかった。提唱者のほとんど全員が医師であり、去勢の対象として想定されているのは累犯や死罪あるいは性犯罪が主であった。その去勢の目的や理由は、遺伝性の濃い常習犯では増加防止、性犯罪では再犯防止であっ

たが、いずれの場合も懲罰的意図を要求する論者もいたし、法定化も試みられた。このような主張を公表する医師はたしかに少なくはなかつたが、むしろ個人的見解の集合であって、イリノイ州医学協会は別にして、医学界が一致して主導的な役割を果たしたとはいえない。

1893年から94年にかけて、「テキサス医学雑誌」編集長のF. E. ダニエル医師とニューヨーク州立エルマイラ感化院のウェイ(Way)医師は、シカゴ医学法学協会(Chicago Medico-Legal Society)で性倒錯と常習犯の去勢を提案したが、会員の支持をうけなかった(Flood [1899] 297)。これ以降も去勢に対する反対論は続くが、その内容を整理すると、去勢の対象である犯罪や性的倒錯の原因論と犯罪の矯正または減少の方法に対する批判、法律上の問題、手術の結果の重大性、科学的知見の不十分さと人間適用の非人道性に要約できる。去勢反対者は、犯罪の原因として去勢提唱者の遺伝説とは対照的に環境説に立ち、犯罪の減少には社会の道徳的・知的向上を重視する。また、去勢の重罪抑制説には懷疑的で、第二次性徴の喪失と精神的影響を重大視し、動物研究の結果に基づく人間への適用は非人道的であるとし、残酷で尋常でない刑罰を禁じた合衆国憲法修正第8条に反するとも指摘した。去勢する社会の側の道徳的頽廃を招くとの見解も示した(Millikin; Lockhart; Corr; Brower; Fink 206)。

去勢に対する反対は、犯罪者だけに限られなかった。最も早期に去勢を実施したI. N. カーリンは、去勢の導入により、欠陥および犯罪集団の消滅を切望していたが、エルウィン施設理事会で外科医の一理事が強力に反対したため、彼の施設で去勢を継続できなかった。彼は、「(去勢実施に一引用者)世論が反対しなくなる時代が来ることを望む。もちろんその日は遠い」と1892年のアメリカ施設長協会の会長講演で嘆息せざるをえなかったのである(Kerlin 277-278)。

去勢に対する反応は、事業の分野や専門性によって異なった。アメリカ社会事業界の方策に

関する主たる議論の場であったNCCCでは、医師を含む精神薄弱者施設の専門家は、精神薄弱者等の公式の生殖防止の方法として、隔離や法的な婚姻制限を考慮していた(Johnson [1896])。しかし、医師の精神薄弱者施設長には、去勢に積極的な者がおり、彼らは、AMOAIを拠点として去勢による「無性化」を唱導し(Kerlin; JPA 2 [1897] 50)、治療目的(てんかん発作の軽減や自慰の抑制)で少数の去勢を行った。

以上のように去勢に異議を唱える反対論の数は、その提唱(表2-3)と比べると少ない。しかし、バーやダニエル等の積極的な去勢提唱者の論文では、つねに反対論が意識されて執筆されているから、去勢実施を阻止する勢力は大きかったと考えられる。また、法律上も、去勢が残酷で尋常でない刑罰の禁止に抵触し、あるいは身体損傷行為に当たる可能性があったことも、去勢実施の抑止になったであろう。何よりも、理由は何であれ、人為的な男女以外の性の創造は、当時のアメリカでは受け入れ難かったのである。要するに、去勢は反対を受けやすい手術法と手術結果であった。

しかしながら、去勢を着想させた社会的諸条件は、単なる去勢反対によっては改善されず、環境的改良にも即効性はなかった。したがって、上記の去勢反対論をかなり克服でき、しかも有効性が高い生殖防止策が出現すれば、去勢の代替として容易に受容される素地は維持されていたのである。コアのように、強姦者のみに限定しながらも去勢を認める者がいたように(Corr)、反対の強弱やその立論には差があり、事態に対する危機意識の強い反対者ほど、法的手続きの未整備と手術の心身への重大な影響という問題が解決すれば、反対を撤回する可能性はあったのである。実際に、シカゴのブラウアー(Brower, Daniel R.)医師は、奇形(非男女)を生むという理由で去勢に反対したが、性徴を残す精管切除術に対しては、生殖防止が得られるという理由で賛成し、精神薄弱者、退化した狂人はもちろん、累犯も対象としたのである。

(Brower)。

2) 精管切除術に対する反対論

改革が必要な深刻な社会状況の厳重と、有効で社会的に受容しやすい生殖防止策の待望という状況に登場したのが、ハリー・H. シャープの精管切除術と欠陥者・退化者に対するその適用であった。

すでに触れた NPA の 1907 年総会での討議では、法律家による慎重論の一つは、インディアナ州検事総長による精管切除術の懲罰性、適用範囲、犯罪抑止効果に関する疑義であり、第二は、イリノイ州判事による精管切除術対象者の選択と実施に対する、裁判所の判断を伴わない医師の判断・決定権に関する疑義であった。1909 年総会での精管切除術に対する反対は、弁護士（2人）と州立刑務所長によるものであり、前者では生殖力剥奪は懲罰として誤りであるというものであり、後者では犯罪遺伝論と矯正不能論に対する行刑実務者としての異論であった（Sharp [1907] ; [1909 b]）。

前節でみたように、1900 年代の断種法定化の模索期では、精管切除術が徐々にではあるが広範な支持を得ていくのに対して、それほど強力な反対運動はみられない。刑罰学専門家だった A. ドレームズ (Drahms, August) は、去勢も断種も犯罪抑止にならないし、野蛮であると非難し (Fink 206)、ソーシャル・ワーカーでシカゴ大学の C. R. ヘンダーソン教授が、精管切除術の効果は部分的で環境的考慮なしと指摘し (Henderson [1901] 317)、同じソーシャル・ワーカーでインディアナ州立精神薄弱者施設長の経験があり、当時 NCCC 事務局長だった A. ジョンソンは、精管切除術により不妊になることで、避妊が宗教的に忌避され、避妊法に乏しかった当時では、好色を促進することになり、公衆道徳に対しきわめて重大で危険であると論じた程度であった (Johnson [1909] 25)。

シャープによれば、精管切除術に対して医師・社会学者・聖職者は支持、法律家だけが反対だった (Sharp [1909 b] 38-39)。彼は、反対者を挑発しつつ、また、安全性・簡便性を過度

に強調し（女性の手術も安全とする）、精管切除術の法定化の根拠を総合化することで、反対論と慎重論の根拠を撃破するようになる。その一つが、精管切除術の制限的実施であった。1909 年の NPA で彼が「真摯に唱導」したのは、法的権限の付与なしに精管切除術の実施も受けることも犯罪行為とするとの提起であった (Sharp [1909 b] 40)。1899 年以降 1907 年 3 月の州法制定まで、本人の言い分では、非行者の口頭での同意を得てではあるが、精管切除術を実施しつづけたのはシャープ本人だったのであるが。

さらに、シャープの精管切除術導入の根拠には、従来の退化者・欠陥者処遇の大原則である施設内総収容=長期ないし終生隔離とは相容れない内容があった。結婚および家庭でのコミュニティ生活と教育・訓練・矯正の軽視である。それゆえ、精神薄弱者施設長たちは、個人としては基本的には断種支持であっても、アメリカ精神薄弱者施設長協会および JPA 論説や NCCC では、限定ないし慎重論が多かったのである。しかし、総収容=隔離政策の主たる理由は生殖防止であったから、より有効に代替できる精管切除術を放置できなかった。この問題は、精神薄弱者施設と施設長の存在理由にもかかわることになる（第 5 節参照）。1900 年代では、精管切除術に対する反対は、法手続き論と感情論以外には明確に示されなかつたが、遺伝性の退化者と欠陥者の精管切除術によって、社会改良が実現できるとの科学的根拠が実際には薄弱であることが明確に指摘される前夜でもあった。

付 記

本研究は、平成 8~9 年度文部省科学研究補助金による成果の一部である。

註

- 1) すでに 19 世紀中葉に、テキサス州の医師で博物学等に多才を示した G. リンセカム (Linsecum, Gideon) は、犯罪と不適者の発生防止および極刑や残忍な罰に代わる懲罰方法として、去勢の導入を州内外の州議会に提起し

た。しかし、彼の提案には反対論が強く、嘲笑を浴びただけでなく、運動も孤立していたといわれる。だが、後に、テキサス州医学界が去勢と断種を唱導したことを考えると、彼の運動の失敗は、精管切除術導入時に存在した、退化者の去勢を正当化する科学的根拠の欠如だけでなく、彼が正規の訓練を受けていないインディアンの民間療法による医師であり、医学協会が彼の運動を後援しなかったことにもよると考えられる。彼が「不適」者も対象として、人種の「改良」や「浄化」のために去勢を主張したという P. I. ニクソンの主張は、後の時期での根拠の援用である疑いがあり、検討を要する。Nixon および Dew 参照。

ヨーロッパではさらに古く、1779年、ドイツの医師、J. P. フランク(Frank, Johann Peter)は、「精神病者と精神薄弱者は、種族退化を防止するために去勢されるべきだ」(Nixon35)と考えた。ただし、去勢の目的については、リンセカムの場合と同様の疑問がある。

- 2) 表2-3における去勢論者のうち、医師でないのは、ペンシルベニア州慈善委員会委員のボイズ(Boies, Henry M.)、ニュージャージー州の私立精神薄弱者施設の女性施設長、バンクロフト(Bancroft, Mary)のみである。
- 3) 対象の年齢と知的状態等は、必ずしも明確でない。1899年論文では、手術時の年齢は、半数(13人)が14歳以下、4人が16歳、5人が17歳、2人が20歳以上、残り(2人)が15歳である。また、知的その他の状態については、24人はてんかんと自慰、1人は痴愚、1人が自慰と知的弱さとしている(Flood [1899] 299)。この不明瞭さは、フラッドの施設の対象が、精神薄弱者施設と異なり、てんかん、精神疾患、さまざまな肢体不自由というように、相対的に広い範囲の児童を対象としていたためでもあろう。
- 4) フラッドは、ピルチャーが新聞で痛烈に非難されていて、身体傷害罪で告訴される可能性があると指摘していた。Flood(1899) 296-297、Trent訳102-103参照。
- 5) 1924年の時点で、140床のうち無料床数は18床だけであった。この施設の目的、対象、

事業内容については、Boston Council of Social Agencies (1924), Directory of Social Agencies of Boston. Boston Council of Social Agencies. 133-134を参照。

- 6) M. バーの去勢最善論に対する精神薄弱者施設長の反応と、H. シャープによる精管切除術の導入後における去勢の提唱および実施について、本章第5節で検討する。
- 7) 吉益(1961)が「比較的精確な結果のもの」として列挙した多数の去勢の効果と影響に関する研究は、多くは1920年代以降に行われている。吉益 205-213。
- 8) オクスナー以前の精管切除または結紮術および卵管切除または結紮術の創始者については、ポプノーの1934年のつぎの説が最も明確である(Popenoe [1934] 19).
 - 1785年 精管の結紮の試み
 - 1823年 イギリスの James Blundell、帝王切開時に妊娠防止のため卵管の切除を提唱
 - 1881年 オハイオ州トリードの S. S. Lungren、帝王切開時に妊娠防止のため卵管を結紮
 - 1891年 フランスの A. Crimail、帝王切開時に妊娠防止のため卵管の結紮と切除を実施
 - 1897年 ドイツの F. A. Kehrer、優生目的のために卵管の結紮と切除を実施、詳細に報告
 - 1897年 スウェーデン・ウプサラの H. G. Lennader、精管切除術を初めて実施
 なお、ゴズニー・ポプノー、安部訳(1930), 94, 101も参照。
- 9) この説は、たとえば、ニュージャージー州のチャンドラー医師(後出)が、精液分泌の保持と再吸収は、精神的・道徳的安定の回復と衝動に対する抵抗力を生むと解しているように、当時かなりの威力を示したのである。Chandler323.
- 10) 中村(1998)、註1参照。
- 11) 精管切除術の退化者全体に拡大するための、医師や科学者の論拠については、本章第5節で検討する。
- 12) 1901年のNEAでは、フィラデルフィアの大学教授、F. B. ブラント(Brandt, Francis Burke)が、公立学校で有用な社会の一員に教育可能な児童をサブノーマル児とし、それが

不可能なアブノーマル児（精神薄弱児、犯罪児、病児）に対する対処の選択肢として断種を容認した。また、エリンウッド(Ellinwood, C. N.)医師は性倒錯犯罪者に、ウェストコット(Westcott, L. A.)医師は遺伝性の犯罪と疾病予防に、フィラデルフィアのリズリィ(Risley, S. D.)医師は退所する精神薄弱児に、精管切除術の適用を主張した。Brandt; Fink195; Risley98.

文 献

Abbreviations. BMSJ: Boston Medical and Surgical Journal. EN: Eugenical News. JAMA: Journal of American Medical Association. JPA: Journal of Psycho-Asthenics. JH: Journal of Heredity. NCCC: Proceedings of the National Conference of Charities and Correction.

Barr, Martin W. (1912), The Asexualization of the Unfit. Alienist and Neurologist, 33, 1-9.

Barr, Martin W. (1913), The Imperative Demand for Legislation to Arrest the Rapid Increase of Degeneracy. Alienist and Neurologist, 34, 400-408.

Barr, Martin W. (1920), Some Notes on Asexualization; with a Report of Eighteen Cases. Journal of Nervous and Mental Diseases, 51, 231-241.

Belfield, William T. (1909a), The Sterilization of Criminals and Other Defectives by Vasectomy. Chicago Medical Recorder, 31, 219-222.

Belfield, William T. (1909b), The Sterilization of Habitual Criminals, Feeble-minded and Epileptics by Vasectomy. Chicago Medical Recorder, 31, 755-758.

Boston Council of Social Agencies (1924), Directory of Social Agencies of Boston, 1924. 384p. Boston Council of Social Agencies.

Brandt, Francis Burke (1901), The State in its Relation to the Defective Child. Proceedings of National Education Association, 40, 876-880.

Brower, Daniel R. (1899), Medical Aspects of Crime. BMSJ, June 15, 1899. 570-574.

Cave, F. C. (1911), Report of Sterilization in the Kansas State Home for Feeble-minded. JPA, 15, 123-125.

Chandler, William J. (1909), Sterilization of Confirmed Criminals, Idiots, Imbeciles and Other Defectives by Vasectomy. Journal of Medical Society of New Jersey, 6, 321-326.

Corr, A. C. (1895), Emasculation and Ovariectomy as a Penalty for Crime and as a Reformatory Agency. Medical Age, 13, 714-716.

Daniel, F. E. (1893-94), Should Insane Criminals, or Sexual Perverts, Be Allowed to Procreate? Medico Legal Journal, 11, 275-292.

Dew, H. W. (1913), Sterilization of the Feeble-Minded, Insane and Habitual Criminals. Virginia Medical Semi-Monthly, 18, 4-8.

Everts, Orpheus (1888), Asexualization, as a Penalty for Crime and Reformation of Criminals. Cincinnati Lancet=Clinic, 20, 377-380.

Fink, Arthur E. (1938), Causes of Crime, Biological Theories in the United States, 1800-1915. University of Pennsylvania Press, 308p.

Flood, Everett (1897), The Advantages of Castration in the Defective. JAMA, 29, 833-834.

Flood, Everett (1899), Notes on the Castration of Idiot Children. American Journal of Psychology, 10, 296-301.

French, George F. (1880), The Eradication of Syphilis, and Crime by the Extirpation in that Class of the Procreative Power. Chicago Medical Review, 2, 377-379.

Gosney, E. S. and Paul Popenoe (1930), Sterilization for Human Betterment, A Summary of Results of 6,000 Operations. Macmillan Co. 202p. 安部磯雄訳(1930), 不妊結婚と人間改造. 春陽堂. 170頁.

Hawke, Charles C. (1941), Castration vs. Vasectomy in the Feeble-minded as a Surgical Problem. American Journal of Mental Deficiency, 46, 129-141.

Henderson, Charles R. (1901), Introduction to the Study of the Dependent, Defective, and Delinquent Classes and of Their Social Treatment. D.C. Heath & Co. 397p.

JAMA (1908), Miscellany. Race Suicide for Social Parasites. JAMA, 50, 55-56.

Johnson, Alexander (1896), Permanent Custodial Care. Report of Committee on the Care of

- the Feeble-Minded. NCCC, 23, 207-219.
- Johnson, Alexander (1907), Race Improvement by Control of Defectives (Negative Eugenics). Annals of the American Academy of Political and Social Science, 34, 22-29.
- JPA (1897), Editorial, Desexualization. JPA, 2, 50.
- JWG (1910), Asexualization of Hereditary Criminals. Journal of Criminal Law and Criminology, and Police Science, 1, 124-125.
- Kantor, William M. (1937), Beginnings of Sterilization in America. JH, 28, 374-376.
- Kelso, R. S. (1898), Asexualization as a Preventive of Pauperism and Crime. Transactions of the Medical Association of the State of Missouri, 1898, 232-240.
- Kerlin, Isaac Newton (1892), President's Annual Address. Proceedings of the Association of Medical Medical Officers of American Institutions for Idiotic and Feeble-Minded Persons. Sessions : 1887-1895. 274-285.
- Lockhart, J. W. (1895), Should Criminals Be Castrated. St. Louis Courier of Medicine. 13, 136-137.
- Millikin, Mark (1894), The Proposed Castration of Criminals and Sexual Perverts. Cincinnati Lancet=Clinic, 33, 185-190.
- 中村満紀男(1995), 20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(序説). 心身障害学研究, 19, 13-22.
- 中村満紀男(1996), 20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(2). 心身障害学研究, 20, 67-82.
- 中村満紀男(1998), 世紀転換期のアメリカ合衆国における精神薄弱者の生殖防止論と婚姻制限法の制定—20世紀前半のアメリカ合衆国における精神薄弱者の優生断種史(3)—. 筑波大学リハビリテーション研究, 7.
- Nixson, Pat Ireland (1940), A Pioneer Texas Emasculator. A Chapter from the Life of Dr. Gideon Lincecum. Texas Medical Journal, 36, 34-38.
- Ochsner, Albert J. (1899), Surgical Treatment of Habitual Criminals. JAMA, 32, 867-868.
- Ochsner, Albert J. (1925), Surgical Treatment of Habitual Criminals, Imbeciles, Perverts, Paupers, Moron, Epileptic, and Degenerates. Annals of Surgery, 142, 321-325.
- Popenoe, Paul (1929), New England Journal of Medicine, 201, 880-882.
- Popenoe, Paul (1934), The Progress of Eugenic Sterilization. JH, 25, 19-25.
- Risley, S. D. (1905), Is Asexualization Ever Justifiable in the Case of Imbecile Children. JPA, 9, 92-98.
- Sharp, Harry C. (1902), The Severing of the Vasa Ductus and Its Relation to the Neuropsychopathic Constitution. New York Medical Journal, 75, 411-414.
- Sharp, Harry C. (1907), Rendering Sterile of Confirmed Criminals and Mental Defectives. Proceedings of Annual Congress of National Prison Association, 1907. 177-181. Discussion. 181-185.
- Sharp, Harry C. (1909a), Vasectomy as a Means of Preventing Procreation in Defectives. JAMA, 53, 1897-1902.
- Sharp, Harry C. (1909b), The Indiana Plan. Proceedings of Annual Congress of National Prison Association, 1909. 36-40. Discussion. 40-48.
- Sharp, Harry C. (1909c), The Indiana Idea of Human Sterilization. Southern California Practitioner, 24, 549-551.
- Stuver, E. (1895), Asexualization for the Limitation of Disease, and the Prevention and Punishment of Crime. Ohio Medical Journal, 6, 193-197.
- Stuver, E. (1896), Would Asexualization of Chronic Criminals, Sexual Perverts and Hereditary Defectives Benefit Society and Elevate the Human Race? Texas Medical Journal, 12, 225-231.
- Stuver, E. (1900), Are We Degenerating? If so, Why? JAMA, 34, 783-785.
- Tarumianz, M. A. (1934), Sterilization as a National Problem. Delaware State Medical Journal, 6, 89-96.
- Trent, Jr., James W. (1994), Inventing the Feeble Mind : A History of Mental Retardation in the United States. University of California Press. 356p. 清水貞夫他訳(1997), 「精神薄弱」の誕生

と変貌. 学苑社.

Van Meter, M. E. (1907), Stamping out Hereditary Diseases by Sterilizing the Sexes. American Journal of Surgery, 21, 18-22.

Vecoli, Rudolph J. (1960), Sterilization: A

Progressive Measure? Wisconsin Magazine of History, 43, 190-202.

Wolfe, Albert Benedict (1916), Readings in Social Problems. Ginn and Co., 804p.

吉益脩夫ほか(1961), 優生学. 南江堂. 249頁

Bull. Spec. Educ. 22, 1-17, 1998

Eugenic Sterilization and People with "Feeble-mindedness" in the United States during the Former Half of the 20th Century: Part 4

Makio NAKAMURA

The purpose of this study, a fourth paper on eugenic sterilization of people with feeble-mindedness in the United States was to clarify the process and the social meaning of introducing castration and sterilization in the states in the turn of the century.

The following results were attained:

1. Castration and sterilization were introduced as more effective measures than marriage restriction policy to check procreation among the paupers and the dependents.

2. Doctors proposed castration to punish sex criminals and habitual criminals and to prevent to commit similar crimes, and to control sexual behavior of the feeble-minded. Some doctors castrated a small number of people without many supporters.

3. Harry Sharp firstly sterilized some male inmates of State reformatory as a measure checking reproduction. The purpose of his operation, similar one of advocates of castration, developed to protect and reform community, to improve their physical and mental condition including controlling sexual behavior of the feeble-minded, and to lead married life in the community.

4. Sterilization had advantages not only of keeping a secondary sexual characteristics, but of simple and safe operation. Sterilization was approved in social workers in addition to doctors and correctors including female ones in the whole country, and they believed the menace of the feeble-minded to the welfare of American race and nation.

to be continued

Key Words: castration, sterilization, Harry Sharp, reproduction, feeble-minded, United States